

内閣総理大臣 安倍晋三様  
環境大臣 石原伸晃様  
原子力規制委員長 田中俊一様

平成 25 年 5 月 30 日 (5 月 30 日院内市民集会資料)

提出団体 花とハーブの里 (青森県六ヶ所村)

PEACE LAND (青森県八戸市)

豊かな三陸の海を守る会 (岩手県宮古市)

三陸の海を放射能から守る岩手の会 (岩手県盛岡市)

三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会：わかめの会 (宮城県仙台市)

脱原発とうかい塾(茨城県東海村)

他 賛同団体 団体 (団体名は別紙参照)

----- もうこれ以上、海に空に放射能を流さないこと -----

放射性物質による環境汚染防止のため、環境基本法並びに関連法による厳正な法整備を求めます

福島第一原発事故により大地、大気、水系、海洋等、国内は広く放射能で汚染され多くの人々の生活は根こそぎ奪われました。事故後 2 年が経過しましたが、福島県民をはじめとして 15 万人以上もの人びとがいまだに避難生活を余儀なくされています。

国会・政府・民間の諸事故調査委員会の報告と提言により「国民の安全を最優先に、原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守る使命」のもと独立した意思決定機関として原子力規制委員会が環境省の外局に設置されました\*<sup>1)</sup>。また昨年 6 月には放射性物質の規制を原子力法に委ねるとする、環境基本法第 13 条\*<sup>2)</sup> が削除され、放射性物質による“環境汚染防止の措置”については原子力関連法から環境関連法に移行されることとなりました。しかし原子力規制委員会が発足してから半年以上が経過しましたが、もっぱら原子力施設の過酷事故対策が重点的な審議事項になっておりその他の法整備については審議されるのか不明です。特に日常的に環境を守るための放射性物質の規制措置はどうなるのでしょうか。また原発事故により発生した放射能汚染廃棄物の処理処分について急遽定められた「措置法」など各法律間の整合性がなく\*<sup>3)</sup>、法体系が暫定的もしくは不備のまま進められ、各地では対立が起こる\*<sup>4)</sup> など混乱を極めています。

わが国は公害の深刻化により昭和 45 年に“公害国会”が開かれて、「経済との調和」条項を削除、環境優先のもと各種公害関連法を制定\*<sup>5)</sup> し、環境が著しく改善されました。今回の原発事故は人類史に刻まれる深刻な被害をもたらし、諸外国からも我が国の対応が注目されています。“公害国会”にならい、“原子力公害国会”を開催し国民の安全と環境保全を最優先に厳正かつ体系的な法整備をして、これを国内外に示すことが国の責務ではないでしょうか。

二度とわが国でこのような原子力事故を繰り返さないことは当然のことですが、国民の日常生活と環境を放射能汚染から守るため罰則\*<sup>6)</sup>も含め整合性ある統括的な法整備を求めます。環境省による迅速な放射能汚染防止の整備、その厳正な規制法のもと原子力規制委員会は過酷事故防止に加え日常的な放射性物質の監視を強めその責任を果たして下さい。

IAEA の 2006 年“基本安全原則の 2\*<sup>7)</sup>”には政府の役割として「独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、維持されなければならない」とあります。この原則は私達の要求とも重なっています。

以上の主旨のもと、この豊かで美しい国土を、二度と放射能で汚染させることなく、私たちや子孫がこの地で安心して生活し、末永く生き続けられるよう、次のことを要請します。

【1 ページの注釈】

\* 1) : 原子力規制委員会設置法 平成 24 年 6 月 27 日

(目的) 第 1 条 この法律は・・・縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、・・・確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務(・・・)を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

\* 2) : 環境基本法 (以下の条項は公害対策基本法第 8 条昭和 42 年 8 月制定から明文化)

(放射性物質による大気汚染等の防止) 第 13 条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。

\* 3) : 法律間の整合性がない 例：原子炉等規制法におけるクリアランス制度では 100 ベクレル/kg 以下を放射性物質とみなさず、一般ゴミ扱いとしてリサイクルや埋設を許可しているが、放射性物質汚染対処特別措置法では 8000 ベクレル/kg 以下を一般ゴミ扱いにし最終処分場で埋設を許可している。

\* 4) : 津波・原発事故で発生した汚染がれきの広域焼却処理問題で地方自治体と住民が対立し逮捕者が出ている、また自治体側が抗議した住民を訴えるなど社会問題になっている。

\* 5) : 1970 年 11 月に開催された臨時国会。公害問題に関する法令の抜本的な整備を行ったことから、“公害国会”の通称で知られる。

1970 年 7 月に内閣総理大臣を本部長とする公害対策本部が設けられた。また、関係閣僚からなる公害対策閣僚会議を設置し、公害対策の基本的な問題についての検討を行った。この体制下で、公害関係法令の抜本的な整備を目的として、“公害国会”が開かれた。ここで、公害関係 14 法案が提出され、可決・成立した。この公害国会の後、環境政策の進展のために、環境庁(現：環境省)が設置されることとなった。

新規：公害犯罪処罰法 公害防止事業費事業者負担法 海洋汚染防止法 水質汚濁防止法  
農用地土壌汚染防止法 廃棄物処理法  
改正：下水道法 公害対策基本法 自然公園法 騒音規制法 大気汚染防止法  
道路交通法 毒物及び劇物取締法 農薬取締法

\* 6) : 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 142 号)とは、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、人の健康に係る公害を防止をすることを目的とする法律。公害罪法ともいわれている。公害対策基本法のように公害全般を対象に扱うのではなく、工場や事業所などによって人の健康に害が及ぼされるものを扱っている。1970 年のいわゆる「公害国会」で制定された法律のひとつである。1970 年を境に以前の公害に関する法律整備は個々の公害事件ごとの事後対応であったものから、基本法を軸とした諸法による網羅的な対応に転換した。本法律は公害が犯罪行為であることを根拠づける法律である。主務官庁は法務省。

\* 7) : IAEA は、2006 (平成 18) 年、それまでの複数の安全原則文書を統合して「基本安全原則」を策定し、人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護することを基本安全目的として、一貫性があり矛盾がない 10 項目の安全原則を定めている。そのうち、原子力施設の安全性に関するものとしては、以下の項目(原則 1, 2, 3, 8, 9)が挙げられる。(政府事故調報告書 p338)

原則 1 : 安全に対する責任 安全のための一義的な責任は、放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人又は組織が負わなければならない。

原則 2 : 政府の役割 独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、維持されなければならない。

原則 3 : 安全に対するリーダーシップとマネジメント 放射線リスクに関係する組織並びに放射線リスクを生じる施設と活動では、安全に対する効果的なリーダーシップとマネジメントが確立され、維持されなければならない。

原則 8 : 事故の防止 原子力又は放射線の事故を防止及び緩和するために実行可能な全ての努力を行わなければならない。

原則 9 : 緊急時の準備と対応 原子力又は放射線の異常事象に対する緊急時の準備と対応のための取決めを行わなければならない。

## 要請事項

### 1. 【法整備による責任体制の明確化について】

関係各省庁（原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文科省、原子力委員会等）の原子力施設の事故防止・放射性物質汚染防止などに関わる所管業務や責任体制<sup>\*8)</sup>を明確にし、国民に広報し周知徹底すること。そのための法整備を要請します。

### 2. 【環境基本法とその関連法による放射性物質の規制について】

環境基本法ならびに環境関連法による放射性物質規制の法整備をすること

2-1 放射性物質を環境法で規制するよう明文化し、原子力推進政策から脱し、国民の生活・健康と環境を守ることを最優先<sup>\*9)</sup>し法制度を統括・体系化し整備すること。

\* 未だに、放射性物質から私達の生活・健康と環境を守る規制機関や規制値の決定機関が判然とせず混乱しております。原子力規制委員会が環境省の外局に設置されたことは、環境を保全する姿勢を第一に厳正な放射性物質の規制が期待されるからです。そのための整合性ある規制法を制定してください。

2-2 昨年6月環境基本法第13条（放射性物質による大気汚染等の防止のための措置は原子力関連法で定める）が削除されましたが、この条文を担保する施策・規制措置を環境基本法はじめ関連法で早急に制定すること。

\* 国民・環境を守る観点に立脚し放射性物質の防止の措置として、厳しい環境基準や環境影響評価を実施してください。放射性物質を環境基本法の対象物質からはずし特別扱いとしたために、原子力行政は規制措置を講じないまま40年以上もなおざりにされてきました。

\* 環境基本法第13条が削除され、放射性物質による環境汚染防止の措置については原子力関連法から環境関連法に移行されることとなりましたが、肝心の大気・水質・土壌汚染防止等の個別法が適用除外されたことは重大問題<sup>\*10)</sup>です、早急に個別法に取り入れるべきです。

### 3. 【再処理工場の放出規制の問題について】

同一国内で原子力発電所に排水濃度規制があり、核燃料再処理工場にはないという、おかしな規制方式は環境保全上から見ても許されることではありません<sup>\*11)</sup>。放出規制は原子力施設の種類により差異がないようにする必要があります。原発で規制、再処理で野放しの放出規制を改めることを要請します。

\* 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験で、2007年度には原発のトリチウム排水濃度規制値を平均で558倍上回る排水を海洋へ74回放出しています。最大値は規制値を2800倍上回る排水585トンを海洋へ放出しました(2007.10.2)<sup>\*12)</sup>。このまま本格操業を許しては海の汚染が必至です。

### 4. 【具体的規制方法の問題について】

人の健康・環境を守るための濃度規制、線量限度、モニタリングに改めること

4-1 原子力施設から放出される放射性物質個々の濃度規制は原子力関連法で決められていますがどれも緩過ぎます。見直しを行い厳重な放出濃度規制値と総量規制を行うことを要請します。

\* 原発などの原子力施設の 現行放出濃度基準は遺伝毒性をもつ化学物質の放出・環境などのリスクに基づく規制と比べあまりに緩く<sup>\*13)</sup>、環境や人々の健康を守るものになっていません。例えばトリチウムの原発放出濃度規制値は6万Bq/L、これは自然界の水中濃度の6万倍の値です。一般廃棄物の最終処分場からの排水の濃度規制値は原子力施設の規制値であるセシウム134の60Bq/L、セシウム137の90Bq/Lを適用していますが、原子力施設でない一般廃棄物最終処分場に原子力施設の基準を該当させることは問題です。

【3ページの注釈】

\*8):福島第一原発事故が発生したが、行政は誰も責任をとっていない。責任の所在が法令上曖昧なままになっているのではないか。

\*9)原子力基本法（基本方針）第二条の2に新規項目が加われました。（平成24年6月27日）

第二条の2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第三条の二 原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。

\*10):環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係わる環境法令の整備について(意見具申) 中央環境審議会 平成24年11月30日

(別紙) 放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を有している個別環境法

- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- ・南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

\*11):① [使用済燃料の再処理の事業に関する規則]（改正2012.9.14改正）第16条第7項

「(前略)海洋放出口において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が“原子力規制委員会”の定める線量限度を超えないようにすること。」

◆9.14改正前は“原子力規制委員会”ではなく“経済産業大臣”になっていた。原子力規制委員会発足は9.19その前に差し替えが行われている。原子力規制委員会の定める線量限度の検討がこれから行われるものと思われるが・・・。

② [平成十二年科学技術庁告示第13号] 第9条第3項

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第七号及び・・・に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量当量限度は、実効線量当量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。・・・」

◆第9条は再処理を特別扱いはする条項であるが、その第2項の大気放出では濃度規制が原発など他の原子力施設と事実上同じに適用されている。ところが上記第3項の海洋放出では、“実効線量”が3ヶ月につき250 $\mu$ Svになることを要求しているだけで濃度については全く触れていない。驚くべきことにこの“実効線量”は海洋で測定されず、工場周辺の住民の被ばく量として机上計算で推定しているだけである。海に放射能を放出し、陸で評価するとは！

\*12):これは六ヶ所再処理工場の事業主体である日本原燃(株)のHPに掲載されている放出量と濃度から計算したものです。 <http://homepage3.nifty.com/gatayann/env%20table%20sea.html>

\*13): 公衆の年被ばく限度1mSv/年はその1/10程度とする：ロシア科学アカデミーヤブロコフ博士

一方これに関して小野塚春吉氏（食品中化学物質分析専門家）はもっと厳しく下記のような見解をしています。公衆の年被ばく限度1ミリシーベルトは緩すぎる、化学物質のリスク確率手法に基づき規制値を見直すこと、遺伝毒性を示す化学物質のWHO水質ガイドライン濃度では過剰生涯発がんリスクは10万分の1が使用されています。70年飲み続けた場合10万人に1人が新たにがんになるとされる濃度です。

ICRP1990年勧告にある、がんの生涯死亡確率から計算すると年に1ミリシーベルト被ばくすると10万人当たり5人、発がんは死亡の倍とみなすと10万人当たり10人になる。それが70年となり過剰生涯発がんリスクは10万人当たり700人になります。このように年1ミリシーベルトの被ばく限度は化学物質基準と比較し1/700程度の極めて緩い基準です。（永田が要約）

これについて日本環境学会第39回研究発表会、6月広島大学で同氏が発表されます。

\*ドイツ政府の調査によるとドイツの原発周辺では小児白血病が高率で発生していると報じられています。2007.12ドイツ環境省と連邦放射線防護庁により公表<sup>\*14)</sup>。

#### 4-2 放射性物質の基準値とモニタリング方法、その評価について、現実的で実効性のあるものにするを要請します。

- \* 原子力施設から放射性物質の大気放出については排気筒での規制をせずに、周辺敷地境界で行っています。さらにこの測定頻度が少ない上、その値を3ヶ月平均値の規制としています。これでは大事故があっても基準をクリアしてしまうような規制方式であり納得できません。例えばクリプトン85は敷地境界で1立法メートル当たり10万ベクレルが規制値です<sup>\*15)</sup>。福島原発事故時3ヶ月の平均値でこの基準を超えたのでしょうか<sup>\*16)</sup>。過酷事故が起こっても基準以内となるようでは意味がない基準です。
- \* 再処理工場から海洋へ放射性物質を放出し、工場周辺の実効線量が3ヶ月で250マイクロシーベルトとして評価をしています<sup>\*17)</sup>が、海に流して陸上で評価するのは誰が考えてもおかしな規制です。海洋で測定すべきです、海がいくら汚染されても問題にならない環境規制は意味がありません。

以上です。

#### 市民集会用補足

上記以外の下記について、上記項目に加えて別に質問主意書にて総理から答弁を得る予定です。

- ・ **公害罪法**の適用を放射性物質に関しても対象とすることを明文化すること

公害罪法（「人の健康に係わる公害犯罪の処罰に関する法令」の略称）

「公害罪法においては、人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。）を規制対象としており、放射性物質も同法の規制対象となり得ると考えている。」川田龍平参議院議員の質問主意書の答弁書 2013.2.26

※東電はなぜ罪が問われないのか

- ・ **ロンドン海洋投棄条約**について放射性物質の陸上からの投棄・放出を厳守すること

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」

第4条1の(a) 放射性廃棄物その他の放射性物質の投棄は、禁止する。

※船から捨てることを禁止、陸から捨てることは禁止されていないという理屈

- ・ 放射性物質による**汚染物（がれき）**を焼却処理・広域処理は止めること

放射性物質汚染対処特措法：原発事故による放射性物質で汚染されたがれきや土壌などの処理のための法律

暫定法：放射性物質汚染対処特措法の見直しを早期に行うこと

- ・ 公衆の年被ばく限度1ミリシーベルトは緩すぎる、遺伝毒性化学物質のリスク確率に基づきこの数値を見直すこと

【5 ページの注釈】

\*14): 原子力発電所周辺で小児白血病が高率で発症—ドイツ・連邦放射線防護庁の疫学調査報告—

原子力資料情報室 澤井正子 <http://www.cnrc.jp/modules/smartsection/print.php?itemid=122>

◆結論 原発から5km以内で、全小児がん、小児白血病とも他の地域と比べて高い発症率を示している(表1参照)。全小児がんの発症数は77例、オッズ比は1.61(95%信頼区間下限値:1.26)だった。小児白血病は発症数が37例、オッズ比は2.19(95%信頼区間下限値:1.51)となった。これはそれぞれの発症率が1.61倍、2.19倍であることを意味する。表2には、小児白血病全体と、そのうちの急性リンパ性白血病と急性非リンパ性白血病のオッズ比を示した。いずれも5km以内では、統計的に有意に高い発症率であることがわかった。また10km以内でも急性リンパ性白血病のオッズ比は1.34(95%信頼区間下限値:1.05)で、有意に高い発症率である。

◆考察 ドイツ国内の原発周辺地域、特に5km以内に住む5歳以下の子どもの小児がん小児白血病の発症リスクが高い、という実態が把握された。しかしどのような生物学的危険因子によってこの関連が説明できるのか、本研究では言及できない。放射線生物学的、放射線疫学的知見に基づいても、通常運転中のドイツの原発から放出される電離放射線は、危険性の原因として解釈することはできない。

◆終わりに ドイツ政府によって実施された『KiKK研究』は、5歳以下の子どもが小児白血病を発症する危険性について、居住地と原子力発電所立地地点の距離が近いほど増加することを初めて科学的に立証した。報告を検討した外部検討委員会は、「研究は科学的検証に耐える現時点で世界的に通用する手法で行われた包括的な調査である」と評価している。『KiKK研究』が提起した原発の放出放射能とがん発症の関連については、ドイツ政府(環境省、放射線防護庁)が調査の継続を確認している。今後もその経過と成果を注視したい。

\*15):六ヶ所再処理工場周辺環境でクリプトン85濃度が最大を示したのは2007.9.15北西10km

にある吹越測定局で自然のクリプトン85濃度(1.5ベクレル/m<sup>3</sup>)の7300倍1万1千ベクレル/m<sup>3</sup>(1時間平均値)を記録しました。濃度限度10万ベクレル/m<sup>3</sup>を上回る値が3ヶ月同じ測定局で記録するようなことは事故が起こったとしても考えられません。このような基準値は推進を前提にしたものであり、人の安全や環境を守るものではありません。

\*16): 福島原発事故でキセノン133が1万1千ベクレル放出されたと想定されていますが、この時に敷地境界で濃度限度2万ベクレル/m<sup>3</sup>を3ヶ月の平均値で上回ったのでしょうか。重大事故でも上回ることがない基準は全く意味がないものです。

その他さまざまな放射性核種が放出されましたが、敷地境界での濃度限度と関連してどうだったのか等検証されていません。

\*17): \*11の②を参照

(岩手の会 永田)

賛同団体

サーフライダー・ファウンデーション・ジャパン(全国)ベクレルフリー北海道(北海道)  
核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団(青森県)みらいアクション青森(青森県)岩手有機農業研究会(岩手県)春を呼ぶ会(岩手県盛岡市)子供達の放射線被ばく低減化を推進する盛岡の会(岩手県盛岡市)  
ブドリとネリの会(岩手県盛岡市)原発からの早期撤退を求める岩手県学識者の会(岩手県盛岡市)  
無限洞(岩手県盛岡市)ちいさな種の会(岩手県滝沢村)クランボンの会(岩手県盛岡市)  
脱原発の日実行委員会(福島県福島市)原子力資料情報室(東京都)三陸のさんま・わかめを愛する会(東京都多摩市)原発を考える品川の女たち(東京都)ふえみん婦人民主クラブ(東京都)  
脱原発・東電株主運動(東京都)東電株主代表訴訟(東京都)緑の党 グリーングリーンズジャパン(東京都杉並区)  
東京・生活者ネットワーク(東京都新宿区)プルトニウムフリーコミュニケーション神奈川(神奈川県横浜市)  
放射能から子ども達と未来を守る会(神奈川県)神奈川ネットワーク運動・横須賀(神奈川県横須賀市)  
ノーモア放射能とやまネットワーク(富山県)高岡の未来を考える会(富山県高岡市)  
魚津っ子を守る父母の会(富山県魚津市)まわれ水車の会(富山県)さよなら!志賀原発ネットワーク(石川県)核のごみキャンペーン・中部(愛知県)NPO地球とともに(大阪府茨木市)さよなら玄海原発の会・久留米(福岡県)風ふくおかの会(福岡県宗像市)玄海原発プルサーマル裁判の会(佐賀県)  
玄海原発プルサーマル裁判を支える会(佐賀県)プルサーマルと佐賀県の100年を考える会(佐賀県)  
以上 36団体

放射能で環境を汚すな、汚すと罰する法律を作れ!